

藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業実施要綱

制定 平成16年9月1日（施行）

最終改正 令和8年4月1日（施行）

（趣旨）

第1条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体が設置する防犯カメラの設置費及び修繕費（いずれも附属機器に係る費用を含む。）に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）防犯カメラ 地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- （2）地縁団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、地縁団体が設置し、及び所有する防犯カメラ及びその附属機器（以下「防犯カメラ等」という。）の新規設置又は防犯カメラ等の機能強化を伴う更新に要する経費（契約満了時に所有権移転するリース契約含む。）（以下「設置費」という。）及び修繕に要する経費（以下「修繕費」という。）とする。ただし、各種申請費用及び維持管理に要する費用は対象としない。

- 2 前項に掲げる附属機器は、当該防犯カメラを設置し、及び運用するために購入（契約満了時に所有権移転するリース契約含む。）したものに限る。
- 3 第1項の修繕費には、防犯カメラ等の移設に係る費用を含む。

（補助金交付の申請手続）

第4条 設置費に係る補助金の交付を受けようとする地縁団体は、防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）防犯カメラ設置等事業計画書（第2号様式）
- （2）防犯カメラ協議結果報告書（第2号様式の2）

- (3) 藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置事業等対象団体役員名簿（第3号様式）
 - (4) 申請団体調書（第3号様式の2）
 - (5) 地縁団体の規約
 - (6) 防犯カメラの設置が地縁団体の総意であることを証する書類
 - (7) 防犯カメラ管理責任者等届出書（第4号様式）
 - (8) 収支予算書（第5号様式）
 - (9) 施工場所ごとの写真
 - (10) 設計書、仕様書及び防犯カメラの施工場所を明記した図面
 - (11) 工事見積書の写し
 - (12) 防犯カメラを設置しようとする場所が私有地である場合にあっては、当該土地所有者が設置について承認したことを証する書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 修繕費に係る補助金の交付を受けようとする地縁団体は、防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 施工場所が複数に渡る場合は、防犯カメラ設置等事業計画書（第2号様式）
 - (2) 防犯カメラを移設する場合にあっては、防犯カメラ協議結果報告書（第2号様式の2）
 - (3) 収支予算書（第5号様式）
 - (4) 施工場所ごとの写真
 - (5) 仕様書及び防犯カメラの施工場所を明記した図面
 - (6) 工事見積書の写し
 - (7) 防犯カメラを移設する場合、かつ移設しようとする場所が私有地である場合にあっては、当該土地所有者が移設について承認したことを証する書類
 - (8) 当該防犯カメラがこの要綱に基づく補助金の交付を受けずに設置された場合は、その所有者が当該地縁団体であることを証する書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、予算の範囲内において、交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金額)

- 第6条 設置費に係る補助金額は、予算の範囲内において、設置費の4分の3以内の額と設置する防犯カメラの台数に270,000円(ソーラー型カメラにあっては300,000円)を乗じて得た額のいずれか低い額とする。
- 2 修繕費に係る補助金額は、予算の範囲内において、修繕費の4分の3以内の額とする。
 - 3 一の団体が申請できる修繕費に係る補助金は、同一年度内に200,000円までとし、申請できる回数は2回までとする。
 - 4 第1項及び第2項において補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を補助金額とするものとする。

(補助金交付の条件)

- 第7条 市長は、第5条の規定により補助金交付決定をする際は、次の各号に定める指示又は条件を当該申請者に付するものとする。
- (1) 別に定める「藤沢市防犯カメラ運用基準」を遵守し、補助金交付の対象となった防犯カメラ等の適正な管理及び運用を行うこと。
 - (2) 市長が行う調査又は資料の提出の求めに対し誠意を持って応じること。

(防犯カメラ管理責任者等の変更の届出)

- 第8条 補助金の交付を受けた地縁団体は、補助金交付の対象となった防犯カメラ等の使用を終了するまでの間、防犯カメラ管理責任者又は防犯カメラ取扱責任者を変更したときは、防犯カメラ管理責任者等届出書(第4号様式)を提出しなければならない。

(届出義務)

- 第9条 補助金交付の決定通知を受けた地縁団体は、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第7号様式)に、設置場所が公有地である場合には占用許可書等の写しを添付するとともに、必要に応じて交通管理者の交付した道路使用許可証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。また、事業が完了したときにあつては、事業完了届(第8号様式)に、施工場所ごとの完成後の写真を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による事業完了届が提出されたときは、当該事業が申請どおり完了したことを確認するものとする。

(事業の計画変更)

- 第10条 補助金交付の決定通知を受けた地縁団体が、当該事業の計画を変更又は中止しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第9号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書（第10号様式）により、承認しないときはその旨を書面で通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金の交付時期は、第9条第2項の規定による確認をした後とする。

（事業実績報告書の提出）

第12条 補助金の交付を受けた地縁団体が、当該事業を完了したときは、補助金の交付を受けた日から1月以内に事業実績報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（第12号様式）
- （2）領収書の写し

（備付帳簿の保存期間）

第13条 補助金の交付を受けた地縁団体は、規則第9条の規定による備付帳簿を、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 規則第11条ただし書の補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間は、設置費に係る補助金交付日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。

（防犯カメラの撤去又は移設）

第15条 設置費に係る補助金交付の対象となった防犯カメラ等を撤去又は移設した地縁団体は、防犯カメラ設置状況変更届（第13号様式）に施工場所ごとの完成後の写真及び施工場所を明記した図面を添えて、届け出るものとする。ただし、第5条において、当該防犯カメラ等を移設することについて修繕費に係る補助金の交付決定を受けた地縁団体は、第9条に規定する事業完了届（第8号様式）をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項において、防犯カメラ等を移設するときは、あらかじめ移設する場所について市長と協議するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた地縁団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 第9条に規定する届出及び第12条に規定する報告をしなかったとき。
 - (5) 第14条の期間内に当該財産の処分等を行ったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により、補助金の交付を受けた地縁団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（第15号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 補助金の交付を受けた地縁団体は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（補則）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
- （検討）
- 2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- （検討）
- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置事業実施要綱に定める様式による用紙は、平成31年3月31日までの間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。